

10月25日(日)は宮城県議会議員一般選挙の投票日です

投票日当日に投票所に行くことができない人は、各投票制度を利用して、投票してください。

選挙管理委員会事務局 ☎ 9124

投票できない人・できない人

■大崎市で投票できる人
今回の選挙で投票できるのは、平成7年10月26日以前に生まれた人で大崎市の選挙人名簿に登録されている人です。

②平成27年7月16日以降に県内の市区町村から大崎市に転入した人
※2の場合、前の住所地で投票することになります。

■市内で転居した人
平成27年9月30日までに転居届を出した人は、転居先の投票所で投票することになります。平成27年10月1日以降に転居届を出した人は、前の住所地の投票所で投票することになります。

投票所と投票時間

※転出の場合、大崎市または転出先の市区町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が必要となります。大崎市では、市民課や各総合支所市民福祉課で交付します。

投票所 入場券で確認してください。
投票時間 7時～19時
※鳴子温泉地域は7時～18時
■投票所の変更
古川第13投票区(北町南・北町中・北町北一・北町北二)の投票所は、大崎市中央公民館(旧友和館)です。

■市役所本庁舎北側会議室・各総合支所
期間 10月17日(土)～24日(日)
時間 8時30分～20時
■大崎生涯学習センター(パレットおおさき)
期間 10月20日(火)～24日(土)
時間 9時～19時
■鬼首基幹集落センター
期間 10月22日(木)～23日(金)
時間 8時30分～17時

代理投票制度

投票所では、身体の不自由な人や字を書くことが困難な人のために、係員が投票の手伝いをする代理投票制度があります。また、目の不自由な人のための点字投票制度もあります。利用したいときは、投票所の係員に申し出てください。

期日前投票制度

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行くことができない場合、投票日前に投票ができます。

不在者投票制度

投票日に、次のような場合に該当する人は、不在者投票ができます。
■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合
滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、10月17日(土)から24日(土)まで不在者投票ができます。

不在者投票制度

投票日に、次のような場合に該当する人は、不在者投票ができます。
■出張・旅行などで大崎市以外の市区町村に滞在している場合
滞在先の市区町村の選挙管理委員会で、10月17日(土)から24日(土)まで不在者投票ができます。

郵便等不在者投票制度
身体に重度の障害がある場合、現在住んでいる場所で投票用紙に記載し、郵便などで投票ができます。
その場合は、あらかじめ大崎市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

選挙公報の配布

投票を行う場合は、早めに投票用紙など必要な書類を大崎市選挙管理委員会に請求してください。
■病院・老人ホームなどの不在者投票指定施設に入院・入所している場合
都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院、介護老人保健施設、老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。

入場券の発送

入場券は10月14日(水)に発送する予定です。手元に届くまで3日程度を要します。届いたら、記載された内容を確認してください。
開票場所 古川総合体育館
開始時刻 20時30分

大崎市民病院 個人情報に関する意識調査

市民病院全職員を対象に意識調査を実施し、院内の個人情報の実態を把握しました。

調査結果がまとまりましたので、結果の概要や今後の課題を報告します。また、課題の是正に向けた対策に早急に取り組んでいきます。

なお、結果の詳細は、大崎市民病院ウェブサイトに掲載しています。

大崎市民病院診療情報管理室 ☎ 23-3311
大崎市民病院ウェブサイト
<http://www.h-osaki.jp/>

電子カルテ不正閲覧に関するお詫び

大崎市民病院本院における電子カルテ不正閲覧により、当院に対する皆様の信頼を損ねる結果となったことに、心よりお詫び申し上げます。

このような事態を二度と引き起こさないよう、職員一丸となって再発防止と信頼回復に努めてまいります。

大崎市民病院事業管理者 阿部 健雄

大崎市民病院における個人情報の取り扱いに関する職員意識調査 結果概要

回答数 1,681人 (対象者数 1,696人)
回答率 99.12%

調査により判明した実態・課題・今後の対策

■職員の個人情報の取り扱いに対する意識について

1,660人(98.8%)の職員が、個人情報の適切な取り扱いを認識していましたが、341人(20.3%)の職員が業務外での閲覧を行ったことがあると回答していたことから、個人情報の取り扱いに対する意識と実際の行動に乖離が見られました。

今後の対策として、自発的な学習が可能となる参加型研修を開催します。

■個人情報の取り扱いにおける職場の状況について

282人(16.8%)の職員が、業務外での個人情報の閲覧行為を目撃し、そのうち235人(83.3%)が、不正に対する注意や上司への報告などを「何もしなかった」と回答しています。また、659人(39.2%)が、個人情報の適切な取り扱いに関する職場全体での取り組みを実施したと回答しています。

このようなことから、不正を見聞きした場合に注意や発言がしにくい職場風土となっており、知識習得の研修や注意喚起は行われていても、実際の行動には結びついていないため、問題解決がされにくい職場風土があるといえます。

今後の対策として、職場風土の改善と「公益通報者保護制度」(内部告発した人を解雇や嫌がらせから守る制度)の周知徹底を行います。

■院内情報システムについて

院内情報システムの利用者 1,482人中、880人

(59.4%)が、使用を許可されている機能のうち、不要と思う機能を「わからない」と回答しています。また、必要のない個人情報が閲覧される原因が情報システムに「ある」と回答した178人のうち、99人(55.6%)が、具体的な理由として「不要な権限の付与」を挙げています。

これらのことから、職員がシステムを熟知していない状況があります。また、職種によっては、不要な権限が付与されている状況があります。

今後の対策として、システム機能の見直しと、職種や経験年数に応じた操作研修を実施します。また、不要権限の見直しや定期的なアクセス履歴の抽出と抜き打ち調査を実施します。

■個人情報の取り扱いにおける今後の対策について

個人情報の適切な取り扱いが守られない理由を「個人のモラルの欠如」と考える職員が1,325人(78.9%)と最も多く、そのうち370人(27.9%)が「研修・講習会の開催」を必要な対策として挙げています。また、510人(30.3%)が罰則の見直しの必要性を指摘する回答をしています。

個人情報の適切な取り扱いが順守されない主な理由を個人の問題と考える職員が多い状況です。また、罰則の見直しが必要と考える職員も多い状況となっています。

■大崎市民病院事業職員としての自覚について

大崎市民病院事業に勤務する職員として相応しい行動をとっているかを尋ねた結果、433人(25.8%)が「どちらとも言えない」、15人(0.9%)が「思わない」と回答しており、自覚に欠ける職員が一部に見られます。

今後の対策として、病院事業職員としての自覚を醸成するため、職員意識改革・能力開発を主眼とした人事評価制度の導入を検討します。